

諮問日：平成30年4月13日（平成30年度（最情）諮問第2号）

答申日：平成30年9月21日（平成30年度（最情）答申第33号）

件名：最高裁判所が日本弁護士連合会との間で司法修習生に対する救済策に関して授受した文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁が、日弁連との間で、65期ないし70期の司法修習生に対する救済策（例えば、貸与金の返還開始の延期等）を実施するかどうかに関して授受した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「新65期から70期までの司法修習生であった者の司法修習時における経済的負担の是正策に関する要請（案）」と題する書面（以下「本件開示文書」という。）を開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年3月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書は、年月だけが記載されており、「案」という表題であり、最高裁判所の受付印も押されていないため、正式に受領した文書が別に存在するはずである。また、最高裁判所が日本弁護士連合会に対して回答した際に作成した文書が存在するはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所の担当者は、日本弁護士連合会の担当者から、案とされた本件開

示文書を取得したが、その後、日本弁護士連合会から正式な要請書は送付されておらず、また、最高裁判所から日本弁護士連合会に回答している文書はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年4月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月15日 審議
- ④ 同年8月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在する旨を主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、日本弁護士連合会から正式な要請書は送付されておらず、また、最高裁判所から日本弁護士連合会に回答している文書はないとのことであり、本件開示申出の趣旨等に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人